

今回のテーマ： 非居住者等に対する源泉税

2009年11月、国税庁は平成20事務年度の源泉税の調査事績を発表しました。国際取引に係る源泉税については、1,719件の誤りが発見され、378億円の課税モレ支払金額に対し、59億円が追徴されました。

非居住者等に対する支払いについては、源泉徴収を失念するケースがよくあり、注意が必要です。

非居住者等に対するサービス等の対価の支払いで、源泉徴収が必要な主なもの（国内法の取り扱い）

取引	税率	留意点
給与・退職手当	20%	国内勤務期間に対応する部分のみ源泉の対象となります。 役員の場合は国内・国外勤務期間のすべてが源泉対象です。 海外勤務者の国内の留守家族に支払う留守宅手当は、源泉徴収不要です。 海外勤務の予定期間が1年以上の場合、出国時から非居住者となります。
国内にある不動産の賃借料	20%	海外勤務者の日本にある家屋を借上げた場合も含まれます。 個人が自己等の居住用に賃借する場合は、源泉徴収不要です。
国内にある不動産の取得	10%	交換など有償無償を問わず、所有権を移転させる一切の行為が含まれます(交換時の時価を対価として源泉徴収します)。 個人が自己等の居住用に取得する場合で、1億円以下の場合は源泉徴収不要です。
工業所有権等の使用料等 機械・車・備品等の使用料	20%	技術等の図面等の作成代金で、使用料が実費程度の場合など源泉徴収が不要な場合もあります。
借入金の利子	20%	名称にかかわらず、実質が借入金に準ずるものも含まれます(前受金、預り保証金など)。
利益の配当	20%	内国法人が支払う配当のみが源泉対象です。 上場株式等については軽減税率15%が適用(平成20年4月1日以後)されます。

< 外貨支払の円換算 >

外貨支払の場合の円換算方法は、支払日の電信買相場(TTB)が原則ですが、特例により、TTSによることも認められています。

(次ページへ)

お見逃しなく！

1. 国内法と租税条約とで内容が異なる場合は、租税条約が優先されるため、租税条約の規定の確認が不可欠です。例えば、使用料については、国内法ではその使用場所が国内でない場合、源泉徴収は不要ですが、租税条約で債務者主義(支払者の国で課税)を採っている場合は、日本で源泉徴収が必要となります。
2. 租税条約に定めがある場合、支払日の前日までに「租税条約に関する届出書」を所轄税務署長に提出すれば、免税又は税率の軽減ができます。
届出書を提出しなかったため、免除又は税率の軽減が受けられなかった場合でも、後日「租税条約に関する届出書」と「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を提出すれば、還付を受けることができます。